

Title	会津藩の漆生産について
Sub Title	Production of lacquer in the Aizu-han
Author	松尾, 謙介
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1949
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.42, No.4 (1949. 4) ,p.262(50)- 275(63)
JaLC DOI	10.14991/001.19490401-0050
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19490401-0050

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

會津藩の漆生産について

松尾謙介

『郷土・中農層すなわち『生産的中農層』の花咲く商品経済とそれを地盤とする各藩内の地方商人とはその政治的・代表者たる郷土を藩政に參與せしめることによつて、藩政をそれに順應した絶対主義的方面へ切りかえるとともに中央都市の商業高利貸資本を排除して、自ら中央都市に進出する。……かゝる傾向は多少ともどの藩にも存在したが、それは東國諸藩（佐幕派）より西南雄藩（勤王派）に著しく、そこに幕末維新の政治的歸趨を決定する鍵を見る。かくして、奈良本氏は服部氏の『幕末嚴マニエ時代』説を郷土・中農層によつて補強するばかりでなく、それを複雑な幕末維新の政治過程の分析に驅使する』（堀江英一氏『二分制農的土地所有範疇の歴史的適用について』『經濟評論』昭和二十三年五月號）
而して奈良本氏は東北諸藩と西南雄藩との間に存する

貨幣經濟へのまきこまれ方の相違を『戰國末期から織豊時代にかけて朱印船貿易、或は倭寇貿易等により近畿・西南の諸地方には可成りに發達した小商品生産が前提されてあり、それが瀬戸内海交通の發達と相俟つて、これ等の諸地方を或程度まで進んだ商品經濟の中に置いてゐたにも拘らず、『一方、東北諸地方においてはそれが排除していた』（奈良本辰也氏『近世封建社會史論』六八頁）事に求められる。その結果『東北諸藩がそれを排除したまゝ、整一なる規模で幕府體制の中に組み入れられ、その矛盾が急速に農民層を没落さして行くことによつて彼等に小商品生産としての副業を營む餘裕を許さなかつた』（同上、七三頁）と云ふ結論を下されるのである、その實證として養蠶の有利にして而も貧農には縁なき副業であるのを『鷹山公世紀』より引用される。つまり氏の云はんとする所は『副業のなかつた』と云ふことが同時に副業

を成立せしめない社會であつたことに近世初期幕藩封建制度の下に於ける東北の特殊性を織りなす原因があつたのである』（同上七三頁）と云ふに盡きる、副業を成立せしめない様な社會環境の下に置かれ農民は封建的貢租の重壓の下に最も容易に窮乏化するであらう。その結果は、封建的規模で擴大強化されるところの地主經營、そこには中産的生産者層の片影だに見出されない。東北諸藩が佐幕派となるのも宜なる哉。

だが、副業が排除してゐたと云ふのは事實であらうか？ 奈良本氏はわざと『近世初期幕藩封建制度』と云はれてゐる。なる程、東北諸藩の特殊性を成立せしめる爲には一應初期に於ける副業の排除だけで充分であらう。然しながらその特殊原因を持ちつゝ成立した東北の特殊性は、更に結果として副業の排除と云ふ状態の維持をみちびき出すにはおかないであらう。とすれば、排除は單に初期にのみ止まるものではないと云ふ事にならう。それが果して事實であるのか否かと云ふ事こそ、問はれるべき點なのである。——西南地方との對比に於て、換言すれば、『胎芽的』な分割農（堀江氏前掲論文）の發生し得べき物質的基礎の有無がより嚴密な意味に於て問題とされねばならぬと云ふ事に外ならないのである。

然るに『胎芽的』な分割農が『胎芽的利潤』の收得者』（堀江氏前掲論文）に外ならないとするならば、そして又『胎芽的利潤』が、物納地代若くはその單なる形態轉化から生ずる金納地代の範圍の上に自己の自然的限界を有するものであるとするならば、その場合は、勿論貢租の率が問題とされねばならぬ事は當然であらう。がそれと同時に、『この地代形態は個々の直接的生産者たちの經濟的位置の上に、より大きな區別を生ぜしめる、少くともその可能が與へられてゐる』事が考へられるべきである。そして第三に、とは云へ第一・第二の要因と絡み合いつゝ、副業が問題とされるに至るのである。

幕末維新の際に於ける東北と西南との二大ブロックに於ける最も典型的なものとして、會津と長州を分析の對象に選定し、例へば白虎隊と奇兵隊との性格の間に見られる如き兩藩の政治的態度の相違を、奈良本氏の方法論を會津藩に適用する事によつて、物質的面からの検討を試みようとするのが本論文の意圖するところであるが、この爲には、此の藩に於て最も有望な産業Ⅱ副業として指摘されるべき漆器工業が分析の手段として資料的に及ぶ限り充分なる検討を遂げらるべき事は言ふまでもないと

ころであらう。
乍然、漆器工業自體の分析に入るに先立ち、奈良本氏
のなされた如く、藩の有つ封建的機構及び商業資本との
關聯について一應の概觀を仕上げておく事が必要である
様に思はれる。

會津藩は保科氏入部當時に於て既に裕福とは云へない
状態にあつた。たとへ金澤盆地が良質の策を産出する可
能性を有してゐたにせよ、それが實現さるべき社會的條
件及び自然的諸條件は、決して良好とは云へなかつた。

従つて新田開發及びそれに伴ふ人口増加は、正之の代
(寛永二十年—寛文八年)に於て、一萬五千五百五十二石強、
(寛永二十年—寛文八年)に於て、一萬五千五百五十二石強、
拾二萬七千六十三人、正經の代(寛文九年—延寶八年)に於
て、一萬二千四百六十八石強、拾五萬二千五百三十七人、正
容の代に於ては、天和元年—元祿元年の八年間、拾五萬四
千四百九十八人、元祿二年—享保十五年にあつて拾六萬
二千五百四十二人新田開發は元和元年—寶永四年に於て
一萬五千七百七十二石強、特に享保二年に於ける人口は拾
六萬八千八百七十九人と増大し、正之の代に比し實に四
萬一千八百拾六人の増加を示してゐるが、此の年にあた
つて既に「此節より地下衰之萌相顯米金未進之儀相始」ま
るに至つたのである。乍然、藩財政ははるか貞享元年十

月の當時に於てさへ、「御借金無之候而ハ差支之筋多」
き爲、京都の三井銀貞方より銀八百貫目を供用する程の
窮乏を告げてゐたのであつた。否、大津公正之入部(寛永
二十年)の翌年たる正保元年四月三日に於ては、「御家中
殊の外つまり何も身代不罷成三者有之候間、御米借仕
度、當三月八組之組頭申出候ニ付、當時御米無之候得共、
實ニ及ニ餓死ニ候程之事に候は云々」と云ふ悲惨な状態
に置かれてゐたのであるが、五年後の慶安二年三月二十
日には、「風俗流弊にて侍屋敷より年作物賣出、或は極月
に至り、町家へ罷出候も内々在之」事が述べられてゐる
が、更に驚くべき事には、「是はまだしも不苦候得共」と
して、それさへも「不苦」として容認されてゐた事實で
ある。安永四年七月八日に大目附より奉つた建白書によ
れば、「御借知被仰付二十年ニ相及、諸士諸奉公人連々
内證相痛罷在候上、安永元年御借知壹分被増益一統及ニ
困窮最早今年ニ罷成候ては必至と取續兼候族不」少」と
云ふ風に窮乏の一途をたどるのみであつた。之等一般家
臣團のなし得べき事は、極度の節儉、能ふ限りの自給自足
内職による収入の増加、武器類の賣拂、さもなくば藩廳、よ
りの低利資金融通の嘆願、若しくは、そしてより普遍的に
は町人よりの高利借金。——「風俗流弊御代迄全之質屋」

無之しるふと質屋と申て少分之質取候者は吃度御吟之上
被相止候處……町衆之風不憚上忒成風俗ニ相成、質
屋之類領内不相應多分ニ相成候」(延享三年正月十八日)

してみれば、貢租として納入された農民の餘剩生産物
たる米、大豆等を藩及び封建家臣團の利益に於てより有
利に處分せんとする方向に藩政府が進んで行くのは、當
然の順應形態とせねばならぬであらう。正之入部當時に
あつては、江戸屋敷の御扶持米のみを處分し、「御拂米」を
江戸へ差登らせることはなかつたのであるが、「其中、江
戸米價宜節は御拂米も相廻候事」(寛文十一年八月十日)と
なり、寛文四年常請組付藤澤太郎右衛門が廻米役に仰付
られるに至つたのであるが、更に同九酉年八月には御勘
定頭齋藤五兵衛が廻米役に任命され、廻米の對象は御拂
米のみならず、家中の米も望み次第と云ふ事でその中に
含まれる事となつた。

(註)五兵衛は江戸並道中於會津も小役人數多人用候處町
人百姓之内前々廻米裁判仕來候者四五人も申付、其外輕き者
共之儀は何人にも吟味之上、入用次第可申付二(寛文九
年八月十二日)と云ふ方針に従つて、民間人を大いに登用し
た、之に對し別のタイプを示すものは「齋藤五兵衛取計候廻
米之趣ハ、大商人之趣法ニ候故、役人等町人百姓等申付候」

とて五兵衛を攻撃し彼の後釜を受繼いだ常請御勘定人安藤市
兵衛である。彼は「役人不殘御扶持人にて相濟候」(寛文十
一年八月十日)と云ふ宣言に依つて知られる通り、民間人を
排斥し専ら役人の手によつて之を行はんとしたものである。

乍然、商人の實力を認め之との協力の上にて廻米の事を行
ふか、或は商人の干渉を一切排除し専ら官吏に於て實行する
かの相違を有するにせよ、之等二人の役人が一般家臣の窮乏
を救はんが爲に、潤潤本位に行動したのは當然であつた。市
兵衛の如きは、「左候得ハ御藏米會津ニテ少下直ニ賣落候直
段、御家中廻米へ割懸候」(寛文十一年八月十日)とて五兵衛
裁判の誤を批判しつゝ、「小分之儀」は家中へ割懸候儀 向
後地拂之分御引分賣落有之候共、其分御藏米之賣落にいた
し、江戸廻米之賣落計、上並御家中一同之割付にて可然(同
上)とて私案を進めてゐるのである。之に對する正之の言は
封建領主の本質を發揮してあます處がない。彼は云ふ「安
藤市兵衛の如き者は利潤を専らに求め、下民の病と成候も無
構 官府に得を附是を手柄にして奉公と存候……」(元祿十
五年十一月十一日)。そして「我利得は不入候、萬事道理次
第三可仕」(同上)と云ふのが彼の意見である。道理と無難
作に云つて居る所が面白い。幕藩體制の一單位としての會津
藩が有する本質をあくまで維持して行かんとする彼の意欲、
換言すれば封建的貢租負擔者としての農民の再生産の條件を
確保すると云ふ事に彼の最大の關心が向けられてゐたとする

ならば彼が「道理」によつて何を意味してゐたかは云はずとも明かであらう。商業資本に蝕ばれつゝあり藩財政の立直しに懸命の努力を續ける藩政府の重役を理解すべく、彼はあまりにも封建的であつたのである。

五兵衛失脚後、廻米の役に就いた安藤市兵衛が、その提案した常平法について次の様に述べた時——「常平法は四民を活かすの一にて官府へも利有之故、利潤の筋に粉れ候、官府に利を求候事は緊歛の法にて善事に無之候」(元禄十五年十一月十一日)——それは儒教的倫理によつて藩政府の高利貸的商業資本の性格を美化し隠蔽せんとするものに外ならなかつたのである。乍然、結局に於て「元々廻米方の儀、専ら御捐益第一之役所に御座候」(享保十二年四月十一日、大目付西郷仁右衛門の建白書)ことはあまりにも明かであつた。そして貨幣經濟の浸透と共に赤貧化せしめられ、精神的虚脱状態に置かれた家臣團の中より偶々「専ら御捐益第一之役所」に奉職する幸運をつかみ得たものがあるとするならば、彼が官僚としての特權の裡から如何ばかりその滋味を貪り喰ふに至るかは想像に餘りあるであらう。「當時御内證方に預候役人之噂」によれば、彼等官僚の腐敗は目に餘るものがあ

つた様に思はれる。即ち、「大小元々役不_レ被_レ仰付」以前へ、朝夕之取續方無_レ之者、其御役被_レ仰付候へ、如何成内證宜者も難及程ニ家居飲食を始とし、衣服迄別段ニ宜相成、三年も勤候へハ一生ハ不及_レ申、子孫迄も宜_レ。(天明元年八月七日) しくなると云ふ底のものであつた。更にあくどく立廻る者は、大商人(國分屋源右衛門・永寶屋和右衛門)米穀商人であつた)と結托し、「己が金錢を彼等が金錢に致、御内證方へ利付廻」(同上)して貸付を行ふ事さへ敢て爲したのである。かくて「當時之元々方連年虚に虚を重ね、一統信義を失ひ、元々所へ差出候米金は拾候と目前之様に存候……」(安永四年七月八日)程に頹廢を來たしたのであるが、同時にそれは奸商に對し、藩財政を喰ひ荒す好個の地盤を提供するものであつた。従つて其處にはその特權をめぐつての競争が御用達商人の間に展開されずにはおかない。「古來より立來候御用達共ハ名のみ之様に相成、新之御用達ども専ら當時の御用承候」(同上)と云ふ簡単な表現の中に、特權をめぐる商人の激しい葛圖をまさしくと讀みとることが出来るであらう。吸着の地盤を得るために利足は二拾兩一分にまで切下げられたのである。

意見書——「上方御借金の利息は、貳拾兩壹分餘に相當り、江戸・存候」且上方金年賦に被_レ遊候は、不時御入用御當用にも差支可_レ申と奉_レ存候處、御領内の者二三人申合、金壹萬兩程つゝ年々差出可_レ申筋相聞候」(享保十二年四月十一日)の背後に於て、既に上方商業_{II}高利貸資本を排斥せんと意圖する確固たる領内商業_{II}高利貸資本の存在を假定する事は難くない様に思はれる。「上方金之義は御領内の出金より利益にて御益の様に役人申之由に候得共、御領内之出金者利潤御領内に留り御國の通用に罷成候間、後には利益にも出金可_レ仕候」(同上)流石に領内資本は領外大資本に打勝つ程の低利を以て、自己を奨めることが出来なかつた(註)

かの如く述べてゐるのである。「利潤御領内に留り」と云ふ表現が即ちそれであり、その點こそ、領内資本が領外資本に對する競争に於て見出し得た大きな有利性であつた。實際に於て利潤は商業資本の懐をしか暖めないものであるが、それにしても領内に留まると云ふ事に間違ひはないし、それが又、封建領主の單純な頭に好ましい印象を與へ、元々役所の役人共にはおこぼれの甘さを思ふて舌なめづりをさせるには充分であつた。更にその太々しい要求。「御國の通用に罷或候間云々」と云ふのは、領外資本に對抗し得る程に肥らせて戴くならば、お禮として幾分低利の融通と云ふ事も考へて居りますと云ふ事の婉曲な表現以外の何物であらうか、その爲に欲求した利足は實に四割乃至五割であつた。(註)

(註)「京都御借金の利息は、貳拾兩壹分餘に相當り、江戸・會津より利安ニ有之」(享保十一年九月十九日、大目付定藤利左衛門)尤も享保十二年四月建白書當時に於ては、「上方御借金大圖五萬兩に積り貳拾五兩一分の利にして云々」となる。之に對して、會津藩に於ける利息は、享保十三年——貳拾兩一分、同十六年——貳拾四兩一分、同二十年——三拾兩一分、元文五年——四拾兩一分(若松市史上卷七六〇頁参照)であつた。

(註)「御領内壹萬兩程つゝ出金仕候は、米を以御返濟被_レ成候、大圖米五拾俵直殿に、元利に而五萬四五千俵程も金先に御渡米可_レ有之候」(同上)

彼等は茲に於て、自己の利益を巧みに藩の利益である

之等大商業資本と握手しつゝ、私腹を肥らすに餘念なかつた藩廳役人は、他方一般商人に對しては、中間利潤の搾取によつて、彌が上にも私財を蓄へんとして、過大な御用金を割當でると云ふ態度に出でた。勿論それは、

藩財政の窮乏がその原因であつた事もあらうし、又封建制に對するアンティテーゼとしての商業資本の浸透に對してなされた封建制の棄て鉢な反抗であつたかも知れない。乍然、それ等のものを通して常に一貫し自己の存在を主張し續けたものは、役人の私曲である。それが爲「並町人は御用金を不被^レ仰付^レ抹に見世店を閉、商賣相止居」(天明元年八月七日)る状態さへ見られるに及んだのである。

此の様な事態を知悉し乍ら、重臣例へば大岡村から申出された提案は驚く程、無氣力であり打算的であり、且つ苟合的である。即ち「たとひ役人共新ニ取立替候ニ致候ても急急に可^レ參義ニ無^レ之候間、先暫之間前條之取計方有^レ之、段々本え復候上には米金之權悉元^レ所へ復候様致度義肝要ニ候」(天明元年八月七日)と云ふのであるが、「前條之取計方」と云ふのは、「前々より之御達共之内松崎・坂崎・中條等は身元も随分と丈夫成者共に候間彼等貳三人ニ取約御與米など元^レ所より彼等方へ相渡候惣御用達共え引配候様相成候はゞ、自然と米金之權彼等共其方へ移り、兼々身元丈夫之上、一統之信を生じ彼等共方へ差出候金子ハ相違無^レ之と申様ニ成行候(同上)と述べた事を指す。重臣の意見を要約すれば、官紀肅靜を斷行し

てみたところで、急場の間に合ふ様な成果を期するわけにも行かぬであらう。してみれば此の際思ひ切りよく民間の堅實で腕利きの商人に對し、元^レ所の業務一切を移譲し、彼等の個人的信用を手腕とによつて、何とか始末をつけて貰はうではないか。とかうする内には藩財政も立直るであらうから、その時改めて彼等の手から事業の實權を奪ひかへし官營とするなら何等障りはあるまい、と云ふに盡きる。

重臣のかうした無氣力、苟合的態度——とは云へ、藩財政立直しと云ふ一事は常に彼等の念頭にあるのであるが——か何に由來するかは今措いて問はぬとするも、之に相應するものとして一般役人の腐敗墮落が現出する事が指摘されねばならない。そして之等一般役人の腐敗墮落に對しては、更に地下役人の阿諛贈賄及び農民に對する苛斂注求が照應する。延寶四年十二月十日、横目有賀又左衛門の意見書によれば、「御領中並御藏入之卿頭肝煎毎年年頭之禮ニ參候時、昔信物持參、辻々ニ居見苦敷風俗ニ有^レ之候、諸役人音物取間敷旨兼て被^レ仰付^レ候得共、其中ニハ取候者も有^レ之候と相見候」とあつて、地下役人と藩廳諸役人との間柄が如何なるものであつたかゞ生々と眼前に再現せしめられるのである。又「當時町方地下筋

ニ預リ候役人之噂」によれば、「郷頭手元ニて役人共へ賄を行、入目之分ハ皆組中へむだ割いたし草割と名付莫大ニ取立候事之山」(天明元年八月七日)であつて、「其故ニ地下之者雜談ニ、上へ納り候御年貢ニ候はゞ無^レ是非一事に候得共、中途之役人ニ被^レ取田宅迄も先程ニ罷成候ハ無念成事と申」す程の私曲が、役人の噂、地下之雜談に上るまでに表面化してゐた事が知られるのである。

扱、那奉行並何多作の建白書に曰く、「百姓之儀ハ耕作之産ニ精出餘事を不^レ存、天性直成者ニ候得共、郷頭肝煎共私慾深、風俗不^レ宜支配所之百姓ハ困究を申立、渡世を見替賣人ニ成、又は町屋へ致^レ借家ニ日雇を取小商にへせしめた罪を専ら地下役人に歸し、藩役に關して一言も觸れてゐない所が、如何にも見えすいた役人根性とも云ふべきで苦笑を禁じ得ないのであるが、とにかく之等役人の權力にバック・アップされた郷頭肝煎は、その苛斂誅求を通じて農業の單純再生産をさへ不可能ならしめる。此處に於ては農民層の分解は、單なる手餘地の増大としてではなく、一村一組割地としての手餘地の増大と云ふ形態に於て現象する。「元年は手餘地田地人足作多分に候處、近年ハ人足作一村も無^レ之、一村一組割地ニ罷

津藩の漆生産について

成候」(同上)と云ふのが即ちそれである。乍然、かゝる状態では在村の百姓に過重の荷擔がかゝり、經營も粗放にならざるを得ず、従つて貢擔の量も必然的に減少を來す。之が對策として那奉行今泉早右衛門の奉つた意見は次の通りである。「山郷之村方より水呑之内相應之致ニ手當ニ出百姓ニ申付可^レ然候。望候者ハ勿論、不^レ望者も吟味之上申付、若及^レ愚意ニ候者は吃度申付可^レ然候」(同上)夫食の保證さへなく、況してや年貢米進を負ひ込んだ日付きの田畑を誰が望んで耕作せんとするであらうか(註)「不^レ望者も云々」に至つては封建的吏僚の本性を露呈してはゞがる處無きを思はしめる。商業資本に對する彼等の卑屈を、こゝに於ける傲慢と比較してみよ。彼等の腦裡に存するものは御百姓と素町人に非ずして、土百姓と金主に外ならない事が知られよう。

(註)「何程用地望候ても古未進を負申候間、田地望候者無^レ之候」(延享二年八月六日)

農業生産より離脱して行つた之等農民の行方は勿論種種雑多であるが、さし當つて茲に於ては建白書に述べられた如く、賣人或は小商人となつた所の群のみをとり上げ、彼等が「近郷より遠郷迄所々に商賣之店を出、町入

同前之産」(延享三年正月廿九日)を營む様になつた時、城下に於ける町人との利害對立が如何様な具體的形態をとつたかにつき考察する事とする。

「百姓八田畑へ懸り骨折働候事を厭、商賣を専格に致候類數多有之却て町人よりも商巧者ニ候。夫故歟、町方之賣買薄相成候。依ては古より有來候市場へ格別、其外之郷村にて百姓共賣買不致様被_レ仰出_レ可然、左候は、賣買之道町人へ歸、惣町渡世可_レ相成……」(延享二年五月二十八日町奉行西郷仁右衛門上書)

一讀して直ちに知り得らるゝ事は、郷村の購買力が町方商人の浮沈に對し決定的な意義を有してゐたことである。そして郷村の購買力の有つ意義がかく決定的であるが故にこそ、その購買力の歸趨をめぐつて、郷村商人と町方商人との鋭い對立が見出されるのである。更に又、その對立が町方商人の側に於ける、既得特權の擁護なる形をとつて現はれてゐる點に注意されねばならない。かくして、特權の擁護に於て郷村商人と對立する限り、町方商人は封建制の被護の下に身を置かんとする。其處にこそ、一方に於て過大の御用金割當により彼等をして「見世店」を閉づるを餘儀なくせしめた藩廳役人が、何故自ら進んで之等町方商人の利益を擁護せんとす

る態度に出でたかの理由が存するのである。

而して郷村に見出さるゝに至つた購買力のかゝる増大は郷村が貨幣經濟の渦中に巻き込まれるゝ事の如何に甚しかつたかを示すものに外ならないのであるが、その具體的な卷き込まれ方については蘆東山上書の述べる處である。即ち「先年ハ商工ノ者一村幾人ト承り傳候處、當時農作ノ本業年増不利ニテ、商工ハ日々ノ利益相見得候エ、皆以未業ニ奔リ候、百人ノ民ニ御座候ヘバ、農事ハ妻子ニ相任せ、其身ニハ商工ノ渡世仕ル者凡ソ五十人モ可有_レ之候、殘ル五十人ハ右ニ申上候種々ノ渡世(註)ト、耕作ト相雜ヘ相續仕ルニテ候、其内一向農業ニ計片付候者ハ、一人モ無_レ之候(前掲書四七七頁、上書ニ田島興廢の項)

(註)「タバコ、楮、吳坐、莖蓑、笠、或ハ紙綿、紅花、カヒコ、布木綿、或ハ茶、酒、油、蠟燭、八百屋、魚、鹽ノ營ナミ、或ハ山林ノ炭、薪、曲ゲ物、指物、干物細工、或ハ織物、編町物等、場に御座候ヘバ煮賣人、宿菓子、沓、草鞋ノ小商」(同上四七六頁)が擧げられてある。

乍然、問題を更に具體的な形に於て取上げようと欲する時、吾々は數多の商工業の中から或る特定のものを、例へば漆器工業に視野を限る事に依つて、それをなし得る

であらうし、又さうする事が本篇の目的とする所でもあつた。かくて以上致し來つた所のは、最初にも述べて置いた通り、その爲の準備工程に外ならなかつたのである。

二

順序として先づ原料について述べる事とする。

木地については、詳細な點は不明である。たゞ新編會津風土記(卷三・五十一、陸奥國耶麻郡之三)によれば、天正十八年浦生家が會津に封ぜられた時、木地頭佐藤和泉、同新助外木地挽五人を連れ來り、府下七日町に屋敷を興へて、會津郡慶山村に於て木地を挽かせたのであるが、それより處々に移り行き、享保三年、耶麻郡木地小屋村、高村に移つたと云はれる。彼等は挽くべき良木が盡きれば他山に移り住居も一定しなかつたもので、之を「飛」と稱した、爲に左に掲げる様な手形を下付されてゐたもの様である。

往來手形

一、諸國木地師ノ輩者依_レ于爲_レ元祖惟喬親王之御舊地、當寺支配ノ者ニ御座候、然ル處彼等爲_レ職分、住所住所ノ椀木相盡候得者不_レ依_レ何時一致住所替_レ候ニ付、妻子谷族引連_レ並ニ家財等致_レ所持、往來無仕候間、

會津藩の漆生産について

其節ハ右ノ趣旨ヲ以テ不限_レ男女諸國御關所無_レ相連_レ御透可_レ被_レ下候依テ手形差出所如件

江州愛智郡君畑村

日本國中木地師總本山

金龍寺 役 寮 師

諸國御關所

(林政紀要一七一頁)

尤も木地挽の特權が誇張され、例へば無代價にて木地用材を伐採し得たと云ふが如きは、會津藩に關する限り無根の事實である。即ち「杣職之儀も御手前職ニ有_レ之候得共、右五職(工大工・木挽・左官・石切・萱平杵)之内ニ無_レ之、役錢迎も無_レ之極纒計之職ニ御座候處、右職致候ニハ自然と木挽職も致候様振合ニ有_レ之、役錢不_レ取立置_レ候ては木挽も杣職杯と申立、洩職共有_レ之候間、以來ハ於_レ役所ニ五職同様壹ケ年貳百文つゝ、役錢取立候様仕度旨」(續日記類寄續編弘化三年十一月日本林制史資料二六一頁)

又彼等が用材の亂伐をめぐつて炭焼及び百姓との間に利害の對立を有してゐた事に關しては次の文書の示す通りである。即ち寛政年間金龍寺より若松郡役所に差出した請願書によれば、「椀木に相成候柄、椀、兩木百姓等の

鞆、薪等に伐荒し候事嚴敷御停止ノ御願奉申上候……」(福島縣林政紀要藩政篇一七四頁)とあり、又前掲林制史資料によれば、「高森小屋木地挽共酸川野村山之内川より澤、金木城村山之内柴倉山と申場所之朽ふな兩木相殘被下度由申出候ニ付、追々吟味相尋候處、大原より右兩所共に産業之炭焼立、相障リ申立候ニ付、吟味中、川より澤山は是迄之通り炭焼立候様、柴倉山へ朽ふな兩木ハ除炭焼立云々」(寛政三年ヨリ萬被仰波覺書)前掲書一四四頁)なる事が知られるのである。

組織については判明しないが、木地首なる職が置かれ地首格の地下役人扱ひをうけてゐるとすれば(福島縣耶麻郡誌二二二頁)同業組合的なものが結成されてゐたものと思はれる。

本地の販路及び塗師との關係については、次の奥願書によつて知らるゝに止まる。

「……御城下の者は東安積郡入立木地挽共、猪苗代入山之木地挽、會津郡南山御藏入に住居致居木地挽共は、若松塗師共方斗限差出之、北方東西入山之木地挽共は小荒井村へ差出し四ヶ村之塗師共に限り差引致候様古來より堅く御定被下知云々」(會津漆器雜考一四頁一十六頁)それによれば販路は若松塗師と、小荒井・塚原・清次袋

村松新田の四ヶ村塗師とに限定されてゐたものゝ如くである。又彼等はその價格に關し、米穀下直を理由に「勵方不致緩々仕居」かくて「木地出來高減少」するに到れば、更に之を口實に「値段引上げ」を實行したのである。「依之何れ之木地挽共内證向彌有福に罷成、内々にては左様成様を相好出來、木地若松へ差出商賣致度由杯を御上様へ御願申上、色々謀計御願申上」ぐるに到つたのであるが、他方塗師にあつては「近年引續き世上不景氣にて……別而行當り迷惑仕候所、去春迄は五六月頃より値段追々高値に罷成、此節木地挽壹貫五百匁位に罷成、塗師元入等甚々増加仕、塗物に出來賣拂元入差引仕候へば、一向に活計に相成不申、塗師共一統難澁仕、既に望生金薄き者は塗細工可仕候様無之體にて殊之外難澁至極云々」と云ふ状態に陥入られたのである。かくして塗師共も藩廳に對し、「何卒木地値段之儀、不景氣之世並に掛金相應に挽下げ、木地挽共も不痛澁世相續ニ相成様」としてその値段引下げを喫願したのであるが、これから察するならば、塗師に對する木地挽の關係は、全く對等著しくはこの事例に關する限り、より有利なものであつた様にさへ思はれる。

本地の運搬方法、就中それが伐採地に於て既に荒挽き

されたものであるか否かについては、直接の資料も無い様であるが、最初七日町に屋敷を頂戴して居つた木地挽に對し、藩では「百姓人夫ヲ以テ山木地御代寄被仰付」不地挽專ラニ被仰付」たのであり、之によつて木地挽は町中で「細工仕候處、百姓方人夫夥敷入候得者、農業ノ障ニモ相成候故、椀木有之山へ直ニ住居被仰付」(當御所木地挽由來ノ事「林政紀要」七二頁)た事から察するならば、大體の荒挽は山中でなされたものとみるべきであると思ふ。

次に漆液について述べる。漆液は藩内の生産量では自給出來ず、連年藩外より相當量を輸入して居た。

寛延元年	三、五〇〇兩	(若松市史 上卷一七八頁)
文正年間	二、〇〇〇	
嘉永四年	八、七二九・二	
安政六年	五、七〇〇	
同 八年	四、〇〇〇	
文久二年	五、八〇〇	
同 三年	一、三三五	
文治六年	一、二八〇	(若松市史 下卷一七三頁)

會津藩の漆生産について

この事は郷村のみについてさへ云ひ得るのであつて、「郷村より他郷へ出候金高は
小荒井組にて漆の代
享保元年 五百五拾六兩三分餘
同 二年 八百三拾兩餘
同 三年 二百九拾五兩壹分餘
延享三年 四百六兩餘
同 四年 四百六拾五兩壹分餘
小田付組にて漆の代
延享三年 五百二兩三分餘
同 四年 二百拾二兩壹分餘」(若松市史上卷一八〇頁)

之に對し、享保十七年、御郡中漆木役高總數は、二十六萬千二百四十八本六分二厘であり、又一本役一匁づゝを上納したのであるからして、その總漆液量は二千六百十二盃四合八勺六才(但し一盃は二百五丁目即ち一斤)(會津藩蠟漆保護秘録)ノ御郡中漆木役高の事ノ日本農民史料聚粹第十一卷十五一十六頁)である。今相場代金一兩に六盃(同上十七頁)として換算すれば、上納漆液は僅か四百三拾五兩餘たるにすぎない。尤も役木數に對し總木數は、九十九萬四千本餘 承應二三年

七十萬二千本餘 寛文十成年
 五十四萬六千七百六十本 元祿十一寅年
 百萬四千六百五本 同 四十五年
 百三十三萬千本 寛永三成年
 百五十八萬五千百廿本 正徳元卯年
 百五十六萬千三百十二本 同 五未年
 百五十二萬五千五百四十本 享保十一年
 百七十五萬九千九百九十二本 元文午年
 百八十八萬九千七百二十六本 寛保二成年

(前掲書十二頁)

であるからして、その中小木・苗木・等を考慮に入れれば、大約五六千兩に相當する漆液は採取されてゐたであらう。

乍然、天保十五甲辰歳日記(日本林制史資料二四九頁)にも云ふ如く、「漆は他邦より重に買入」れたと見らるべきであり、而もその事實が塗物をして「利徳薄き」(同上)ものとしたが故にこそ、藩としては可及的漆樹の増殖をはかつたのであつた。前掲の數字の示す如く、木數の著しい増加が如實にこの間に消息を物語るであらう。

尤も漆樹植立獎勵の目的に關しては、その他に次の諸理由がより根本的なものとして考へらるべきである。即ち、

汗之折前に仕、農業指働候男共、桑取等に目を費不申儀に御座候はゞ、害にも相成申間敷候得共、蠶は目立候之金に相成申物に御座候に付、入方限り御候得ば、自然と御田地方疏略相成 其害難 儂事に御座候……」(同上三四八頁 傍頁引用者)

即ち、救済さるべき農民は、現物形態に於ける貢租擔當者としての資格に於てのみ、救済の對象となり得てゐたのである、従つて此の第一の理由は、第二の理由、即ち一定額の貢租の確保と云ふ、封建的支配者層の切實なる要求と密接に關聯する。貢租の現物形態を可及的に維持すると共に、定額に満たざる絶對的不足量は、「指シタル世話モ無之」くして農民が獲得した處の貨幣を以て、代納せしめると云ふ事であつたのである。即ち「大小買下り金並相場蠟代共其御年貢に繼」(秘録 前掲書四四頁)ぐ事はその當然な結果であり、小川庄の場合に於ても、「下り金相場代共に不織御年貢に差繼、其年分餘り有之候へば翌年の御年貢に繼候形に儀山」(同上四四―四五頁)と記されてゐるのである。

第三の理由としては、漆木に對して課せらるゝ貢税自體が窮乏化する藩の財政にとつて如何に缺くべからざる存在となり了してゐたか考へらるべきであらう。

會津藩の漆生産について

ち、第一、農民を貨幣經濟の浸透による窮乏から救ひ出すことが指摘されよう。

「大平打續風俗次第に花美に罷成、毎物追年高に相成候故當時は御百姓も農業計にては相續六ヶ敷相見得候、商人は日々利潤在御座物に候得者(共か?)農人は春夏之間出方無御座却て諸費而已に御座候……當時の勢にて過行候はゞ、行末猶更農人次第に衰可申、然は此節農人之方へ米穀之外に別而金錢相入候様、御政道被立一度御事に奉存候」

「……米穀之外農人利潤に相成候儀可存御座候。其間蠟漆之儀は奥筋之産物にて、餘國共其政道有之事御座候」(廣東山上書「日本經濟大典第十一卷二四七頁―二四八頁」)

但し茲で考へられねばならないのは、漆樹栽培が彼によつて貨幣收入の爲の副業として指摘されたのは、それが單に「五穀ニ次デ夥シキ利潤有之物」(日本經濟大典第十卷四五頁)であるからばかりではないのであつて、更に「指シタル世話モ無之」達テ田畑ノ障リニ不「相成」者」(同上)である事が考慮に入れられてゐたのである。例へば、同じく利潤の犬なる養蠶が如何なる理由で排斥されてゐるかについて、彼の述べる事を見よ、「蠶飼は女之業に而御座候得者——と彼は云ふ——唯今も女子

例へば稻川郡上野尻村に於ける午年の役漆は三五盃九合四勺二才であつたが、内一八盃四合四勺二才は未進であつた。それに關して次の證文——

「右の村漆木殊の外かじけ候に付、去年の相場金にて御役漆納申候、去年の木實生り不申候間訴訟致候ニ付……來暮迄御延被成候間、人質御引有間敷候」(同上五七頁)即ち徵税が如何に酷烈であつたか察せられるのであるが、更にその納入の延期された事につき、外見は如何にも寛大な態度を以て臨んだかに思はれる様であるが、實際に於ては、延寶三年卯三月八日、肝煎から提出された次の文書の示す通りの條件に於て、初めて許可されたにすぎなかつたのである。「……御役蠟不足にて御座候處、取立不罷成御訴訟申上金子拜借仕候處實正ニ御座候、右の金子貳割の利息を加當暮ニハ急度取立上納可仕候……」(同上六十頁)

一方に於ける經濟外的強制による酷烈なる貢租の徵收、他方之に照應して封建的藩政府の高利貸資本化。それは貨幣經濟の渦中に於て崩壞の過程をたどりつゝもなほ之に順應した形態に於て自己を保存せしめんとする封建制のあがきが、直接的生産者に對する自己の性格を如何に變じて行つたかを示す好個の事例であるとせねばならぬであらう。